

○可児市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

平成25年12月24日

規則第49号

改正 平成28年3月31日規則第22号

平成29年3月31日規則第8号

平成31年4月30日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成24年可児市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の業務)

第2条 条例第8条第1項に規定する可児市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）は、いじめの防止、早期発見、対処及び当事者のケア（以下「いじめの防止等」という。）に係る情報交換及び連携のための協議を行う。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関等（以下「構成機関等」という。）の代表者で構成する。

(協議会の役員)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、こども健康部長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、会長がこれを指名し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(個別ケース検討部会)

第6条 協議会に、個別のいじめの事案について具体的な支援の内容、対策等を検討するため、構成機関等の実務者のうち当該事案に関係する担当で構成する個別ケース検討部会を置く。

2 個別ケース検討部会は、個別のいじめの事案ごとに関係する構成機関等のうち主たる機関が招集し、随時開催する。

(委員会の委員長及び副委員長)

第7条 条例第12条に規定する可児市いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の兼職の禁止)

第9条 委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 委員は、市と請負関係にある企業その他これに準ずる団体の役員と兼ねることができない。

(通報等の記録)

第10条 市は、いじめの通報又は相談を受けたときは、いじめ相談票（別記様式第1号）を作成し、その経過を記録するものとする。

(身分証明書の提示)

第11条 条例第13条の規定に基づき調査、調整等を行おうとする者は、その身分を示す証明書（別記様式第2号）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(是正要請の方法等)

第12条 条例第15条第1項に規定する是正要請は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 条例第15条第2項の規定による報告は別記様式第3号により、同条第3項の規定による報告は別記様式第4号により行う。

(活動状況等の報告内容)

第13条 条例第18条第1項に規定する活動状況等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 委員会が対応した通報及び相談の概要

(2) 委員会が条例第13条の規定に基づき行った調査、調整等の概要

(庶務)

第14条 協議会及び委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第17号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	構成機関等
人権擁護	岐阜地方法務局美濃加茂支局 美濃加茂人権擁護委員協議会可児部会 可児市いじめ防止専門委員会 可児市市民部人づくり課 可児市こども健康部
教育	可児市教育委員会事務局学校教育課 可児市立の小学校及び中学校 可茂教育事務所 帝京大学可児高等学校中学校 可児市幼稚園教育協議会
福祉	岐阜県中濃子ども相談センター 可児市民生児童委員連絡協議会 可児市保育協会 可児市こども健康部こども課
警察	岐阜県可児警察署
その他	市長が必要と認める関係機関等

別記様式第 1 号（第10条関係）

い じ め 相 談 票

No.

相談日	年 月 日（ 曜日）
相談方法	☐ 面接（ ） ☐ 電話（ ） ☐ その他（ ）
相談時間	午前 時 分から午前 時 分まで 午後 午後
相談場所	☐ 事務局相談室 ☐ 学校（ ） ☐ 相談者自宅 ☐ その他（ ）
担当者	氏名
相談者	住所 氏名 性別（男・女・不明） 電話番号 年齢 歳
児童生徒との関係	☐ 本人 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 先生（ ） ☐ その他（ ）
児童生徒名 （被害側・加害側）	学校名 学 年 年 組 住 所 氏 名 性別（男・女・不明） 電話番号 年齢 歳
相手方	学校名 学 年 年 組 住所 氏名 性別（男・女・不明） 電話番号 年齢 歳

※職員使用欄

結果：助言 切替 通報 紹介 その他 開始年月日・番号： 年 月 日第 号	
市対応	
学校対応	
委員対応	

No.

①いつ (日 時)		②誰が (相手方)	
③どこで (場 所)		④なぜ (原因・動機)	
⑤だれと (複数の場合)			
⑥誰に対し (相談者等)			
⑦どんな方法で (方法)			
⑧何をしたか (行為とその結果)			
又は			
その他 相談内容			
回答内容			
備考			
誰かに相談した か	☐ 先生 () ☐ 家族 () ☐ その他 () ☐ 相談していない。		
※学校に言えない等の事情がある場合は、相談内容について学校で調査、確認等を行うことを了承してもらうよう説明をする。		説明	要 ・ 不要
		了承	した ・ しない

様式第2号（第11条関係）

可児市子どものいじめの防止等における調査証			
写真	氏 名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、可児市子どものいじめの防止に関する条例第13条の規定に基づき調査、調整等を行う権限を有する者であることを証明します。 本証の有効期限は、 年 月 日までとします。			
年 月 日		可児市長	印

（裏面）

この証票を携帯する者は、可児市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、調査、調整等をする権限を有する者であり、その関係条文は次のとおりです。

条例第13条 委員会は、いじめに関する市長の諮問に応ずるほか、通報又は相談のあったいじめについて、その解決を図るために必要な調査、審査、審議又は関係者との調整を行います。

2 市長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査を、委員会に行わせることができます。

3 市長は、いじめの解決を図るために必要があると認めるときは、関係者に対する助言又は支援を委員会に行わせることができます。

4 委員会は、前2項に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

可児市子どものいじめの防止に関する条例施行規則第11条 条例第13条の規定に基づき調査、調整等を行おうとする者は、その身分を示す証明書（別記様式第2号）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

可 児 市 長 様

（報告者）

名称 _____

代表者氏名 _____

いじめの防止及び解決に係る是正措置についての報告

年 月 日付け 第 号で是正要請のあった事項に係る措置について、可児市子ども
のいじめの防止に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり報告します。

報告を求められていたこと	
添 付 資 料	な し ・ あ り（別添 枚）
是正などの措置の内容 （措置を講じられない理由）	
備 考	

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

可児市いじめ防止専門委員会
委 員 長 様

可 児 市 長 印

いじめの防止及び解決に係る是正要請に対する経過の確認の結果について（報告）

年 月 日付け 第 号で_____に対し是正要請したことについて、経過を確認したので、可児市子どものいじめの防止に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり報告します。

是正要請の内容	
添 付 資 料	な し ・ あ り（別添 枚）
是正などの措置の内容 （措置を講じられない理由）	
備 考	

別記様式第 1 号（第10条関係）

様式第 2 号（第11条関係）

様式第 3 号（第12条関係）

様式第 4 号（第12条関係）